

預託商法に対する取り組みに関する声明

本日、内閣府消費者委員会は、いわゆる預託商法に関する建議を採択した。当該建議の内容も十分なものとは言い難いが、最も問題であるのは、内閣府消費者委員会において預託商法に関する法整備の必要性を否定した、消費者庁の姿勢にある。当弁護団は、かかる消費者庁に対して強く抗議するとともに、直ちに預託商法被害の再発防止のための実効性ある法整備を行うよう、要請する。

消費者庁は、預託商法が大きな消費者被害をもたらす主因は、「その実質が消費者への虚偽の説明・勧誘等によってなされる訪問販売や連鎖販売取引等を通じて、高額の商品を購入させたり、多額の負担を消費者にさせて、悪質事業者が違法な利益を収受する取引であることにあり」、商品を売って預かるという行為自体に問題の本質はなく、必要なのは現行法令による執行強化と体制整備であるという（本年8月22日開催の第307回消費者委員会資料1-2）。しかし、我が国の消費者被害のうち、大規模な被害をもたらしたものがいずれも預託商法であったことが（豊田商事事件、安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件等）、預託商法それ自体の問題性を証明している。その原因のうち重要なものが、「販売から始まる預託取引」の実質が正に投資であるにもかかわらず、商品を預けて運用するものであるから金融商品取引法の適用がないとの規制逃れを許していたためである。なおケフィア事件は、主に「買戻付売買契約」という形式（「オーナー契約」などと称していた）で、会員約3万人に、合計約1000億円の被害をもたらしたという事案であるが、商品の販売から始まり、当該商品自体を引き渡さない取引である点で預託商法と類似しており、本来、同様の法規制がなされるべきである。

さらに消費者庁は、参入規制についても、悪質な事業社が敢えて業態を変えて潜脱を図ることも予想されることなどから、適切ではないなどという（同消費者委員会資料1-2）。しかし、悪質な事業社が潜脱を図るから参入規制に意味がないかのような言説は、自らの責任を放棄したかのようで、全く理解できない。監督官庁としては潜脱されないような適切な規制を整備するため努力すべきであることは当然であり、消費者庁の上記意見は、結論ありきの意見というほかない。

消費者庁は、直ちにこうした深刻な預託商法による被害が2度と起こらないよう、実効性ある法整備を行うべきである。

以上

令和元（2019）年8月30日

ケフィアグループ被害対策弁護団（東京）

団 長 弁護士 紀藤 正樹

副 団 長 弁護士 島 幸明

事務局長 弁護士 荻上 守生